

別紙

答申第10号

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、次の部分を
開示すべきである。

- (1) 旅費執行状況調査検証委員会資料追加調査確認調書のうち調査対象所属文化振興課、旅行
命令番号15の調書中の国民文化祭打合せのために職員が出張した相手先の氏名、所属団体
及び役職名
- (2) 旅費執行状況調査検証委員会資料追加調査確認調書のうち調査対象所属庄内児童相談所、
旅行命令番号173-1の調書添付資料である合同新年会・役職員表彰者祝賀会出席者名
簿のうち、地区社会福祉協議会会長等役職名の記載により法人その他の団体の代表者で
あることが明らかである者の氏名

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」と
いう。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平
成14年12月18日に「2000年度県職員の旅費執行状況調査報告書に関する会議録
等を含む調査関係文書一切」の開示を請求した。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、総務部新行財政システム推進課で
保有する旅費執行状況調査報告書作成に関する書類（以下「本件公文書」という。）を特
定したうえで、本件公文書のうち、次の「(1)開示をしない部分」を除いて公文書を開
示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の「(2)開示をしない理由」を
付して、平成15年2月17日付け新行財第50号公文書一部開示決定通知書により、同
日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

旅費執行状況調査の調査班（仮称）会議の開催について（平成14年5月24日開
催）

ア 担当者の職名及び氏名

旅費執行状況調査にかかる関係書類の保存整理について

ア 担当者の氏名

- 旅費執行状況調査班事務局会議の開催について（平成14年6月11日開催）
- ア 担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査検証委員会委員の委嘱について（依頼）
- ア 担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査班事務局会議の開催について（平成14年6月27日開催）
- ア 担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査班会議資料（平成14年6月27日開催）
- ア （別紙）「旅費執行状況調査の実施について」中担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査の実施について
- ア 担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査等の作成について
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査の確認方法について
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査・調査チーム員名簿、調査スケジュール
- ア 調査チーム員及び連絡員の職名及び氏名、回覧欄の印影（一定の権限を有する職員を除く。）
- 平成12年度所属別旅費支出総額
- ア 担当者の職名及び氏名
- 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年10月4日開催）
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年11月15日開催）
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年12月3日開催）
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査の調査班会議及び調査班事務局会議の開催について（平成14年12月6日開催）
- ア 担当者の氏名
- 旅費執行状況調査検証委員会資料 旅費執行状況調査報告書（調査チーム）
- ア 調査チーム員及び連絡員の職名及び氏名、特定の個人が識別され得る部分
- 旅費執行状況調査検証委員会資料 旅費執行状況調査報告書（調査チーム員）
- ア 調査対応者及び調査チーム員の職名及び氏名（一定の権限を有する職員を除く。）
- 旅費執行状況調査検証委員会資料 追加調査確認調書（添付資料を含む。）

ア 確認の内容欄及び添付資料中の個人の氏名、住所、職業その他特定の個人が識別され得る部分

イ 確認の内容欄及び添付資料中の法人等の名称その他法人等が識別される部分

ウ 試験委員の氏名、住所等及び所属並びに配点

旅費執行状況調査検証委員会資料 総括調書

ア 日額旅費対象者及び旅費事務従事者の職名及び氏名（一定の権限を有する職員を除く。）

旅費執行状況調査検証委員会資料 調書

ア 職員コード

イ 歳出予算の支出を伴わない出張に係る職員の職名コード、職名及び氏名（一定の権限を有する職員を除く。）

ウ 用務名欄に記載された個人の氏名等特定の個人が識別され得る部分

エ 用務名欄に記載された法人等が識別される部分

（２）開示をしない理由

のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア、のア並びにのア、イ及びウ 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当

・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

のイ及びのエ 条例第 6 条第 1 項第 3 号該当

・開示することにより、当該法人等の事業活動が不当に損なわれるおそれがあるため。

のウ 条例第 6 条第 1 項第 6 号該当

・試験に関する情報で、開示することにより当該事務事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 4 月 15 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 平成 15 年 5 月 15 日、実施機関は、条例第 11 条の規定により、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての要旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は概ね次のとおりである。

(1) 個人に関する情報について

条例の個人識別情報とは、本来的に公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報と解釈すべきである。

氏名を公開されたことでプライバシーが侵害されることもあるかもしれないが、普通は、プライバシー侵害にあたらないことが多い。個人識別情報は、外形的に個人が識別されるかどうかであり、このような判断のしかたでは、不開示情報として、広い範囲になってしまう。できるだけ県民に情報を公開していくということからすれば、公開できない部分というのは、本当にプライバシーが侵害されるような具体的問題が発生するような場合に限定されるべきである。

条例は、県民参加の開かれた県政を推進するため、県政に関する情報を県民に公開し、県民が県政状況を監視し、評価する手段として情報公開請求権を県民に認めたものであり、県政を担当する公務員の公務に関する情報は、条例の目的を達成するために公開することが必要な情報である。全ての個人識別情報が条例第6条第1項第2号に該当するとすれば、プライバシーと無関係な公務遂行に関する情報であっても、個人が識別されれば公開されないこととなり、開かれた県政を実現するという目的が達成できなくなる。

公務員に関する情報

ア 職務の遂行に係る情報

公務員の職務遂行情報は条例第6条第1項第2号本文の個人情報に該当しないというべき。

イ 職務遂行情報以外の情報

公務員の純然たるプライバシーに関する情報であれば非開示となり得るが、そのような情報が本件決定に係る各文書に記載されているとは思われず、「理由説明書」にも具体的な主張はない。

公務員以外の個人情報

公務員以外の個人に関する情報についてもプライバシー侵害に該当するか否かの具体的な主張はない。

(2) 法人等に関する情報について

「事業活動が不当に損なわれるおそれ」について具体的な主張はなく、判断の根拠が

示されていない。「不当」に損なわれるものとは思われない。

(3) 行政執行情報について

各種試験において試験委員の氏名、配点等が公開されることにより試験の公正さを保つと考えられているのであり、不開示にする必要はない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 個人情報

条例においては、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、または他の情報と照合することにより識別され得るものは原則不開示である。ただし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要の認められるものについては、例外的に不開示情報から除外される。

条例上、不開示情報としての個人情報は、あくまでも個人が識別され、又は識別され得るものであって、その判断要件は、個人のプライバシーの侵害のおそれがあるかどうかとはなっていない。

一定の権限ある公務員、歳出予算の支出に係る情報に含まれる権限ある公務員以外の公務員の職及び氏名に関する情報については、例外的に開示される規定となっている。

公務員に関する情報

ア 職務の遂行に係る情報

職務の遂行に必要な歳出予算の支出にあたらぬ権限ある公務員以外の公務員の職及び氏名に関する情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書きイ、ハ及びホに該当しない。

公務員の職務遂行上の情報に含まれる職及び氏名に関する情報についても、個人が識別され、又は識別され得るものであるため、個人情報に該当する。

イ 職務遂行情報以外の情報

職務の遂行に係る情報にあたらぬ職員コードその他特定の個人が識別される情報は、条例第6条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書きイからホのいずれにも該当しない。

不開示情報としての個人情報は、個人が識別され、又は識別され得るものであって、純然たるプライバシーに当たるかが判断要件にはなっていない。

公務員以外の個人情報

公務員以外の個人の氏名その他特定の個人が識別され得る部分については、条例第

6条第1項第2号本文に該当する。

不開示情報としての個人情報、個人が識別され、又は識別され得るものであって、プライバシーに当たるかどうか判断要件になっていない。

条例第6条第1項第2号ただし書きへ

不開示とした個人情報は、人の生命等を保護するため開示することがより必要であると認められる情報にはあたらないことから、条例第6条第1項第2号ただし書きへにも該当しない。

(2) 法人等情報

法人等情報について一律に不開示にしたものではなく、業務の執行について行政指導を行った法人名、労働関係調整法に基づくあっせんのための調査を行った法人名など、開示することにより当該法人等の正当な権利利益が不当に侵害されるおそれがあるものに限り不開示としている。

社会福祉施設の指導監査において指摘を行った法人名等については、当該法人を特定する情報を開示することにより、指導内容等が、安易に誤った評価を生じさせ、ひいては社会的評価を不当に損なわせることとなり、当該法人等の正当な権利を害するおそれがある。

労働関係調整法に基づくあっせんのための調査を行った法人名については、あっせんの調査が行われたといったことをもって、当該法人等が何らかの問題を抱えているのではないかといった疑念や誤った評価を招き、ひいては当該法人等の事業運営を不当に損なわせるおそれがあるとともに、法人等の経営方針や人事という内部管理に属する情報でもあり、開示することにより、当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがある。

情報公開の開示請求の対象となった法人名については、開示請求がなされたことをもって、当該法人等が何らかの問題を抱えているのではないかといった疑念や誤った評価を招き、ひいては当該法人等の事業運営を不当に損なわせるおそれがある。

また、高速道路の関連で補償費が支払われた法人名等については、事業者にとって補償費が支払われたということは法人等の経理などに係る内部管理に属する情報であって、法人名等を開示することにより、当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがある。

法人等情報として不開示にした情報については、人の生命等を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報には該当しない。

(3) 行政執行情報

試験委員が特定されることにより、委員への個別的な働きかけや中立性の確保など、

将来の試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。なお、試験委員の氏名、住所は個人情報であり、条例第6条第1項第2号の規定により不開示となる。

また、配点の大きい試験科目が明らかになることにより、試験の目的である幅広い知識を有する優秀な医療技術者の確保に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書については、知事部局の平成12年度の旅費を対象として、その執行が適正に行われているかを確認するとともに、適正な事務処理の一層の拡充を図るために、平成14年度に実施した旅費執行状況調査の調査結果を取りまとめた旅費執行状況調査報告書（平成14年12月10日）の作成に関する書類という趣旨で公文書の開示請求が行われたものである。

2 本件処分の対象となった公文書について

本件公文書は、以下に掲げる32件の文書で構成される。

- 1 旅費執行状況調査の調査班（仮称）会議の開催について（平成14年5月24日開催）
- 2 旅費執行状況調査実施要綱（平成14年5月24日制定）
- 3 旅費執行状況調査関係会議資料（平成14年5月24日開催）
- 4 旅費執行状況調査にかかる関係書類の保存整理について
- 5 旅費執行状況調査班事務局会議の開催について（平成14年6月11日開催）
- 6 旅費執行状況調査調査班事務局会議資料（平成14年6月11日開催）
- 7 旅費執行状況調査検証委員会委員の委嘱について（依頼）
- 8 旅費執行状況調査実施要綱（平成14年6月20日一部改正）
- 9 旅費執行状況調査検証委員会（第1回）資料（平成14年6月20日開催）
- 10 旅費執行状況調査班事務局会議の開催について（平成14年6月27日開催）
- 11 旅費執行状況調査班会議資料（平成14年6月27日開催）
- 12 旅費執行状況調査の実施について
- 13 平成12年度旅費支出額調について
- 14 旅費執行状況調査等の作成について
- 15 旅費執行状況調査の確認方法について
- 16 旅費執行状況調査・調査チーム員名簿、調査スケジュール
- 17 平成12年度所属別旅費支出総額

- 18 旅費執行状況調査追加調査実施マニュアル
- 19 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年10月4日開催）
- 20 旅費執行状況調査検証委員会（第2回）資料（平成14年10月4日開催）
- 21 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年11月15日開催）
- 22 旅費執行状況調査検証委員会（第3回）資料（平成14年11月15日開催）
- 23 旅費執行状況調査検証委員会の開催について（平成14年12月3日開催）
- 24 旅費執行状況調査検証委員会（第4回）資料（平成14年12月3日開催）
- 25 旅費執行状況調査の調査班会議及び調査班事務局会議の開催について（平成14年12月6日開催）
- 26 旅費執行状況調査班会議・調査班事務局会議資料（平成14年12月6日開催）
- 27 旅費執行状況調査報告書について
- 28 旅費執行状況調査検証委員会資料 旅費執行状況調査報告書（調査チーム）
- 29 旅費執行状況調査検証委員会資料 旅費執行状況調査報告書（調査チーム員）
- 30 旅費執行状況調査検証委員会資料 追加調査確認調書（添付資料を含む。）
- 31 旅費執行状況調査検証委員会資料 総括調書
- 32 旅費執行状況調査検証委員会資料 調書

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）」を不開示情報として規定し、例外的に本号から除くものとして、ただし書きイからへまでを掲げている。

異議申立人から、条例の個人識別情報とは、本来的に公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報と解釈すべきである旨の主張がなされているため、個々の情報の開示及び不開示の判断に先立ち、この点について検討を行う。

条例でいう個人識別情報とは、当該情報から特定の個人が識別される場合はもちろん、当該情報のみでは識別されなくとも、他の情報と照合することによって、特定の個人が識別される可能性がある情報を指すものとする。あくまでも、特定の個人を識別あるいは識別され得るかどうかが個人識別情報に該当するかが判断されるのであって、プライバシーを侵害するおそれがあるか否かをもって判断されるものではないと解するのが適当であり、異議申立人の主張は認められないものである。

このことを踏まえて、個人識別情報に該当するとして不開示とされた情報の条例第6条第1項第2号該当性について検討する。

(1) 公務員に関する情報

一定の職務上の権限又は責任を有する公務員として規則で定める者（以下「権限ある公務員」という。）以外の公務員の職務の遂行に係る職及び氏名に関する情報

本件処分において不開示とされた調査チーム員及び連絡員などの担当者の職及び氏名に関する情報については、例外的に開示の扱いとなる権限ある公務員及び権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る職及び氏名に関する情報にはあたらないため、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

公務員の職務の遂行に係る情報以外の情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

本件処分において不開示とされた職員コードその他特定の個人が識別され得る部分については、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(2) 公務員以外の個人に関する情報

本件処分において不開示とされた公務員以外の個人に関する情報のうち、国民文化祭打合せのために職員が出張した相手先の氏名、所属団体、役職名及び勤務先が不開示とされているが、国民文化祭基本構想策定作業に関する国民文化祭基本構想検討委員会会長との打ち合わせであるならば、その者の氏名、所属団体及び役職名は、公にされている国民文化祭基本構想に記載されていることから、慣行として公にされている情報に当たり、条例第6条第1項第2号ただし書きイに該当するものと考えられ、開示すべきである。

また、社会福祉法人の合同新年会・役職員表彰者祝賀会の出席者について、当該法人の役員及び権限ある公務員以外の者の氏名は不開示としているが、当該祝賀会に出席した法人その他の団体（以下「法人等」という。）の代表者の氏名については、慣行として公にされている情報として、条例第6条第1項第2号ただし書きイに該当するものと考えられるため、開示すべきである。

しかし、それ以外の本件処分において不開示とされた生活保護の相談、訪問あるいは指導を行った相手先などの公務員以外の個人に関する情報については、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(3) 条例第6条第1項第2号ただし書きイ該当性

法令等の規定により又は慣行として公にされている情報については、例外的に開示されるが、本件処分において第6の3の(2)において開示すべきとしたもの以外の不開示とされた個人識別情報については、条例第6条第1項第2号ただし書きイには該当しない。

(4) 条例第6条第1項第2号ただし書きへ該当性

人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報については、例外的に開示されるが、本件処分において不開示とされた個人識別情報については、条例第6条第1項第2号ただし書きへには該当しない。

4 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号では、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのある情報については、不開示情報として規定している。

本件処分において社会福祉施設の指導監査において指摘を行った法人名等については、当該法人名等を開示することにより、法人等の名称と指導内容等が組み合わせられ、当該法人等がどのような指摘あるいは指導がなされたのかが明らかになる情報である。指導監査は、原則として毎年行われるものであり、その指導監査が行われたこと、指摘があったこと自体は当該法人等の正当な権利を害するものとは言えないかもしれない。しかし、当該法人に対する指摘や指導の内容が明らかになると、指摘内容が事実と異なったものに曲解されたり、誤った評価がなされることにより、当該法人等の社会的評価を不当に損なわせるおそれがあると考えられることから、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

同様に、労働関係調整法に基づくあっせんのための調査を行った法人名についても、開示することにより、当該法人等においてあっせんの調査が行われたことが明らかになることから、そのことをもって、当該法人等に対して、事実とは異なった疑念や誤った評価を招き、ひいては当該法人等の事業運営を不当に損なわせるおそれがあると考えられる。

次に、情報公開の開示請求の対象となった法人名についてであるが、本件については、当該法人等に関する公文書が開示請求を受けたことが明らかになることによって、当該法人が何らかの問題を抱えているため開示請求がなされたのではないかといった誤った誤解を招き、ひいては当該法人等の事業運営を不当に損なわせるおそれがあると考えられることから、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

また、補償費の支払先については、それが支払われたということは、法人等の経理に係る内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがあると考えられることから、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

なお、本件処分において不開示とした法人等に関する情報については、人の生命等を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報には該当しない。

5 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号は、県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのあるものについて、不開示情報として規定している。

本件処分において不開示とされた歯科技工士試験の試験委員の氏名、住所等及び所属については、山形県における現在の試験委員の人選の現状に照らせば、開示することにより、試験委員への個別的な働きかけがなされたりすることにより中立性が妨げられたり、また、不開示とされた配点について、開示することにより、配点の大きい試験科目が明らかになり、受験者が、より容易にいわゆるいい点数をとるために、配点の配分が大きい項目に偏って理解しようとするなどで、試験の目的である幅広い知識を有する優秀な医療技術者を確保する目的が達成されないおそれがあると考えられるため、事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張は妥当である。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 5月15日	実施機関から諮問を受けた。
平成15年 5月30日	実施機関から公文書一部開示決定に係る意見書を受理した。
平成15年 7月 2日	異議申立人から意見書を受理した。
平成15年 7月15日 (第22回審査会)	事案の審議を行った。
平成15年 8月18日 (第23回審査会)	事案の審議を行った。
平成15年11月18日 (第25回審査会)	事案の審議を行った。
平成16年 1月27日 (第26回審査会)	異議申立人側から意見を聴取した。 実施機関側から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成16年 3月15日 (第27回審査会)	事案の審議を行った。
平成16年 4月27日 (第28回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 トキエ	社会福祉法人中山福社会理事長	
小 嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐 山 雅 映	医療法人社団佐山クリニック理事長	